

千葉市指定自転車駐車場における一時利用の整理に要する費用に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市自転車等の放置防止に関する条例（以下「条例」という。）第16条第2項第2号、第17条第1項第2号に規定する一時利用にかかる整理に要する費用（以下「整理費用」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(1日1回の定義)

第2条 条例第16条第2項第2号に規定する一時利用における「1日1回」の定義は、千葉市自転車等の放置防止に関する施行条例規則（以下「規則」という。）第9条に規定する指定自転車駐車場の一時利用に係る整理費用の納付方法等に応じて定めるものとし、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用券方式

入場する前に整理費用を納付し、交付を受けた一時利用券を自転車等に取り付けることにより一時利用を行うものをいう。

「1日1回」・・・午前0時から午後11時59分までに入出場する1回の利用をいう。

(2) 自動精算機方式

電磁ロック式ラック式又は自動ゲート式により自転車等の入出場を管理し、出場時に自動精算機により整理費用を納付するものをいう。

「1日1回」・・・入場してから24時間以内に出場する1回の利用をいう。

(1日1回を超える利用)

第3条

1 利用券方式において1日1回を超えて駐車しようとする場合は、あらかじめ一時利用券を駐車しようとする期間に応じた枚数分を自転車等に取り付けるものとする。

2 自動精算機方式において1日1回を超えて継続して駐車することができる期間は、入場した日を含み14日間とする。

3 前項の期間を超えて引き続き駐車されている場合は、条例第18条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成29年 1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年 4月1日から施行する。

利用券方式における一時利用の自転車駐車場における管理に関する運用

利用券方式による一時利用の自転車駐車場では、当日分の一時利用券の貼付有無の確認、貼付されていない場合の指導又は警告をその日の午前9時を経過してから行うものとする。

施行日 平成29年 1月12日